

琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)(原案)に対する主な意見と滋賀県の考え方(案)

資料2

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
<b>3 琵琶湖の保全および再生のための事項</b>			
<b>(1) 水質の汚濁の防止および改善に関する事項</b>			
<b>①持続可能な汚水処理システムの構築</b>			
1	2	<p><b>【下水道排水の循環利用について】</b>            「3(1)水質の汚濁の防止および改善に関する事項」における下水道排水について、琵琶湖へ放出され続けている下水道排水は、在来魚介類資源への影響が明らかになっておらず、漁業者は漁獲量減少との関連を懸念している。下水道排水は琵琶湖へ放出するのではなく循環利用を促進する計画としていただきたい。</p>	<p>下水処理水については、水質汚濁防止法および下水道法の排水基準値よりも厳しい目標値を設定して、適切な水質管理を行っており、琵琶湖の水質保全に大きく貢献していると考えています。</p> <p>流域下水道の4処理場において、塩素の注入量を低減し運転しており、定期的な放流先水域の調査においても残留塩素濃度は測定下限値未満の低い数値です。</p> <p>また、循環再利用については、本県は琵琶湖などから容易に取水できる環境にあり、下水処理水の再利用の需要がほとんどないこと、また下水処理水の再利用のために上流域へ送水することは、多額の費用が必要となることから、流域下水道の役割としては考えておらず、原案のとおりとしますが、需要者から中水や修景用水利用などの要望があれば提供してまいります。</p>
<b>②その他の対策</b>			
2	2	<p><b>【工場や事業場の排水対策について】</b>            「3(1)④ その他の対策」で「工場や事業場への立入検査や排水検査による監視を実施」とありますが、監視と共に重要なことは「指導」であり、その文言の追加が必要と考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正する方向で考えています。</p> <p>「工場や事業場の排水基準等の遵守状況の確認のや環境リスクに対する自主管理体制の構築等を推進するため、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)や湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)等に基づく工場や事業場への立入検査や排水検査による監視・指導を実施する。」</p>
3	3、8	<p><b>【琵琶湖の水質が在来魚介類資源や動植物プランクトンに及ぼす影響に関する調査研究について】</b>            「3(1)水質の汚濁の防止および改善に関する事項」「4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項」に関して、琵琶湖の在来魚介類について、種苗放流など様々な増殖対策が行われているが、未だに本格的な資源の回復がみられない。また、短期間で資源が大きく変動する事象が多くなっており、在来魚介類の生息環境が極めて不安定であると言わざるを得ない。</p> <p>その要因として、下水道排水や農業排水、融雪剤などが琵琶湖の水質に大きな影響を及ぼしていることが危惧されることから、これら現在の琵琶湖の水質が、在来魚介類資源やその餌である植物および動物プランクトン資源に対し、質的、量的にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにすることが必要であり、調査研究の計画として明記していただきたい。</p>	<p>県では、水質と生態系のつながりに着目した水質管理手法の検討を、関係機関等と連携しながら進めており、簡易な食物連鎖モデルを用いた研究では、水がきれいで魚が多い環境のためには、動植物プランクトンが魚類に食べられやすい大きさであることが重要であることなどがわかっています。</p> <p>なお、ご意見の「琵琶湖の水質が動植物プランクトンに及ぼす影響に関する調査研究」については以下の箇所に含まれることから、原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「3(1)④ その他の対策」</li> <li>「良好な水質と多様で豊かな生態系が両立する琵琶湖の環境の実現に向け、気候変動の影響も視野に入れつつ、水質と生態系のつながりに着目した新たな水質管理手法を検討する。」</li> <li>・「4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項」</li> <li>「継続的な知見の集積とともに、蓄積された研究成果を有効に活用して、生態系の変化や水質汚濁などに関するメカニズムの解明や、課題の抜本的解決のため必要な調査研究等を実施する。」</li> </ul>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
(2)水源のかん養に関する事項			
①水源林の適正な保全および管理			
4	3	<p>【森林の経営管理の集積と集約化について】</p> <p>「森林の経営管理の集積と集約化」が今回追加されているが、森林組合等、それぞれの森林所有者を繋ぐと理解してよいか。その為には県と特に市・町の連携も重要になると思うがその点への言及が必要と思われる。</p> <p>林地境界明確化には多大な労力が必要と思われるが、将来に渡り重要な事なので引き続き注力頂きたい。</p>	<p>この箇所は、平成31年4月に施行された「森林經營管理法」に基づく取組を追記しています。この法律では、「森林經營管理制度」が規定され、森林の經營管理が行われていない森林を市町が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐことで適切な經營管理を行うこととされています。「森林經營管理制度」の円滑な推進のためにには、ご意見のとおり県と市町の連携が重要であると考えており、人材育成など必要な支援に努めてまいりますが、ご意見の「県と市町の連携についての言及」については、「5(2) 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項」において「琵琶湖保全再生施策の実施に関し、国や関係地方公共団体、関係事業者、関係団体等とより一層の連携を図る」としており、原案のとおりとします。</p> <p>また、林地境界明確化などの取組については、「森林經營管理法」を踏まえて創設された森林環境譲与税も活用し、県と市町の適切な役割分担により、一層進めてまいります。</p>
(3)生態系の保全および再生に関する事項			
②外来動植物による被害防止			
イ 外来動物対策			
5	4	<p>【絶滅危惧種となっている魚種を保護するための国内外来魚対策】</p> <p>国内外来魚の問題についてあるが、既に、コイなど琵琶湖に移入されているものもありますが、滋賀県で絶滅危惧種となっている魚種について、国内の他の地域から持ち込まれ、放流されることは避けなければならないと思いますので、「イ. 外来動物対策」の中に追加されてもいいかと思います。</p>	<p>この箇所は、琵琶湖保全再生法第13条に規定されている「海外から日本に導入された外来動物」を受けて、国外の外来動物への対策を位置付けています。</p> <p>ご意見の内容に関しては、県の「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」において、日本の在来種であって滋賀県に自然分布せず生態的影響が大きい種を「指定外来種」に指定できることとしており、本計画の「3(3)(5) 生物多様性の保全の推進」において記載しているとおり「琵琶湖およびその周辺で生息数が減少し絶滅の危機に瀕している希少種等の調査をはじめとする生物多様性の調査を定期的に実施し、その結果を活用すること」により適切に対応していくことから原案のとおりとします。</p>

番号	項目	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
	④ 水草の除去等 ／湖岸漂着ごみ等の処理		
6	5	<p>【プラスチックごみ対策について】          「3(3)④イ 湖岸漂着ごみ等の処理」におけるマイクロプラスチックごみについて、マイクロプラスチックの元であるビニールなどのプラスチックごみは、現在既に琵琶湖の湖底に広く散在している。しかし、現状では漁業者が操業時等に引き上げきても処理していただけないため、これらプラスチックごみは減らない状態が続いている。          計画では、プラスチックごみの排出抑制は明記されていますが、回収については全く触れられていません。これでは、今後もプラスチックごみは減らないため、散在するプラスチックごみを回収することを計画に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>湖中や湖底のプラスチックごみの回収については、琵琶湖は広大で、水深も深く、ただちに対策を行うことは予算的・物理的に非常に困難であることから原案のとおりとしますが、ご意見をいたしている「漁網に掛かるプラスチックごみの回収」を含め、今後の対応の可能性については、府内や市町と検討してまいります。</p>
	⑤ 湖底の耕うん・砂地の造成等		
7	5	<p>【南湖再生について】          「3(3)④ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等」等での琵琶湖南湖の環境改善について、近年、南湖で僅かながら在来魚の漁獲が見られるようになってきましたが、本来「在来魚のゆりかご」である南湖の機能回復にはまだまだほど遠い状況にある。          計画では南湖における水草や底泥の除去、湖底の耕耘や平たん化、砂地の造成など必要な取組が記述されていますが、本来の南湖の機能回復にはこれらの取組を大規模に実施する必要があるため、大規模な湖底改善、砂地回復を実施する計画とし、明記していただきたい。</p>	<p>これまで、琵琶湖南湖において、ホンモロコなどの放流や湖底の砂地造成、水草の除去や湖底の耕うん、外来魚駆除に取り組むなど、環境改善に努め、近年、南湖でホンモロコなどの漁獲が見られるようになってきました。          また、平成31年3月に南湖湖底環境改善検討会を立ち上げ、最新の湖底状況の把握や、これまでの取組の検証などを行っており、今後、湖底環境改善事業の具体化を進めていく予定です。          なお、ご意見の湖底改善、砂地回復については、以下に位置付けていますので、原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「3(3)④ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等」          　「琵琶湖南湖において、シジミ漁場や在来魚の産卵繁殖場の再生を図るため、水草の除去や底泥の除去とあわせ、湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成などを推進する。」</li> <li>・「3(5)②ア 漁場の再生および保全」          　「赤野井湾をはじめとする琵琶湖南湖の漁場を再生するため、水草除去による漁場改善と魚類の移動経路の確保、砂地の造成、ニゴロブナやホンモロコ、セタシジミ等の放流および外来魚の集中駆除等を実施する。」</li> </ul>

番号	意見	意見・情報等の概要	意見・情報等に対する県の考え方
(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項			
① 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興			
ア 環境に配慮した農業の普及			
8	6	<p><b>【農業濁水・排水対策について】</b>          「3(5)①ア 環境に配慮した農業の普及」等における農業濁水対策について、第2期原案では「農業濁水の流出防止、農業系廃プラスチックの排出抑制」が記載されたが、これは「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」が反映されたものであり、当該条例では「農業濁水の流出の防止、廃プラスチック類の排出抑制に関する啓発ならびにこれらに関する技術および知識の普及」となっている。          濁水の流出の防止に関する啓発、技術や知識の普及はこれまで取り組んできたにも関わらず、琵琶湖への濁水の流入は一向に改善されておらず、啓発や技術・知識の普及だけでは今後も改善されないと強く懸念している。          そのため、長年の取組にも関わらず、改善が見られない農業濁水は、直接琵琶湖へ流さないことを計画の目標とし、県みずすまし構想における水田反復利用施設事業やみずすまし事業などのハード対策を強化・拡充する計画とし、反復循環利用の割合を具体的な目標数値としていただきたい。          また、農業、農業濁水等農業系負荷を削減するため、ソフト対策においても強化・拡充する計画としていただきたい。</p>	<p>農業濁水・排水対策については、「3(1)① 持続的な汚水処理システムの構築」、「3(1)② 面源負荷対策」、「3(5)①ア 環境に配慮した農業の普及」において、農業集落排水施設や農業用排水施設の整備、農業排水の循環利用、農業濁水の流出防止などを位置付けていることから原案のとおりとします。</p> <p>なお、ハード対策としては、これまで整備した循環かんがい施設や反復利用施設を活用するなど、農業排水の再利用に取り組み、琵琶湖へ流入する懸濁物質(SS)や窒素、リンなどの富栄養化物質を軽減しています。近年は施設の保全更新対策にあわせ、水利用の節水型や循環型といったきめ細かな配水システムを導入しているところです。</p> <p>また、ソフト対策として、今年度から重点モデル地域に「実証展示場」を設置し、落水せずに田植えができる自動直進田植え機の活用や濁りを沈降させる資材などの取組効果について調査を開始しました。今後、これら技術の取組効果をとりまとめ、その成果を波及させる予定です。農家指導としては、従来から啓発や営農技術対策の普及指導、環境にだわり農業の要件化、地域ぐるみの取組への支援などを実施してきており、今後も農業濁水の流出防止の取組を引き続き推進します。</p>
② 水産資源の適切な保存および管理			
イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討			
9	7	<p><b>【琵琶湖の水位操作について】</b>          「3(5)②イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討」に関して、琵琶湖の水位操作については、国、県ともに在来魚介類の産卵繁殖に配慮する検討をしていただいていることから、計画の中に「在来魚介類の産卵繁殖に配慮して適正に行う」ことを明記していただきたい。</p>	<p>琵琶湖保全再生法は治水・利水について規定するものでなく、「水位操作」を計画に記載することは困難であると考えています。</p> <p>しかしながら、琵琶湖の水位操作は、治水リスクを増大させない範囲で、できる限り生態系に配慮して行われるべきと認識しており、計画では「3(5)②イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討」において「…水位、水温など…」を記載していることから、原案のとおりとします。</p> <p>今後とも、治水・利水・環境の調和のとれた、より望ましい水位操作のあり方について国、関係部局で連携して考えてまいります。</p>
10	7	<p><b>【漁場生産力向上に関する技術開発について】</b>          「3(5)②イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討」における漁場生産力向上に関する技術開発について、漁場生産力については、資源と水質との関係をしっかりと調査しつつ取り組んでいただきたい。          なお、ここでの「漁場生産力」は必ずしも「増殖環境」ではないため、このままの項目名では不十分と思われる。そのため、「3(5)②イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討、漁場生産力向上技術の開発」と表記すべきと考える。</p>	ご意見のとおり修正する方向で考えています。

番号	項目	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
3. 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展			
11	7	<p><b>【琵琶湖漁業の振興について】</b>          琵琶湖漁業の振興に係る計画について、これまで実施されてきた、在来魚介類の産卵繁殖場の造成、種苗放流などの増殖事業、資源管理、消費拡大、担い手対策、水草大量繁茂対策、有害生物対策など琵琶湖漁業の振興に係る施策は、第2期計画にも位置付けられていますが、法において琵琶湖は「水産資源の宝庫」と記載されているように、資源が着実に回復し、琵琶湖漁業の振興が図れるよう、各計画の取組を強化充実していただきたい。</p>	<p>水産資源を回復し琵琶湖漁業の振興を図るため、産卵繁殖場の造成をはじめとする様々な施策について、皆様のご協力をいただきながら進めてきたところであり、今後も各研究機関による最新の調査研究結果を取り入れながら、これら施策をさらに効果的に進めてまいります。</p>
4. 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項			
12	1、8	<p><b>【気候変動への対応について】</b>          今回の原案では「気候変動」という言葉が加筆されている。          その主な原因是地球温暖化に伴うもので、令和2年1月に宣言された「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ」との関連づけも必要ではないか。</p>	<p>琵琶湖では、今年はようやく確認されたものの、昨年、一昨年と2年連続で全層循環が確認されないなど、気候変動と考えられる影響は、想定していたよりもはるかに早いペースで見られていると認識しています。          「6(3) 広報・啓発の実施」において「国民的資産である琵琶湖の多面的な重要性や、琵琶湖の保全および再生に関する事例について、県民をはじめ国内外への幅広い広報・啓発を実施する。」としており、こうした琵琶湖の状況を「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ」の取組とも連携して発信しつつ、計画を推進してまいります。</p>
13	8	<p><b>【企業と連携した調査・研究について】</b>          調査や研究の成果を高めるためには、積極的に企業との協働を推進する必要もあるのではないか。</p>	<p>調査や研究の成果を高めるため、国立環境研究所琵琶湖分室や大学のほか、企業とも協力しつつ研究を進めているところです。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正する方向で考えています。</p> <p>「調査や研究の成果を高めるため、国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室をはじめ多くの試験研究機関や大学・企業等、関係機関との連携・協力による研究開発を推進するとともに、琵琶湖生態系評価に必要な水質・底質および生物のモニタリングを推進し、データベースの構築およびその公表を行う。」</p>

番号	項目	意見・情報等の概要	意見・情報等に対する県の考え方
5.琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項			
14	9	<p>【マザーレイクゴールズについて】</p> <p>マザーレイクゴールズについては、その実効性や具体化に向けてどうすべきかが課題となると思う。マザーレイクゴールズは何かという点と、SDGsという世界的枠組みとの関係を整理する必要があるかと思う。</p> <p>またその関連では、企業やその他の主体にとって琵琶湖に関連する様々なSDGsの取組を推進したいという主体と、その活動を積極的に受け入れたいという地域、主体のマッチングが十分ではないと思います。そのための取組を是非ご検討いただきたいと思う。</p>	<p>マザーレイクゴールズは、琵琶湖を通じてSDGsを県民等のアクションまで落とし込んでいただくため、2030年に向けた琵琶湖の目標(琵琶湖版SDGs)を多様な主体の皆様と設定するものです。</p> <p>琵琶湖の魅力・課題について話し合い、参加者がマザーレイクゴールズへのコミットメント(びわ湖との約束)を表明するワークショップを開催するとともに、皆さんの「びわ湖との約束」をSDGsと紐づけ、情報発信を行うことで、多様な主体の琵琶湖との関わりを見える化し、活動の広がり・新たな活動を創出していくことを検討しています。</p> <p>琵琶湖に関する活動主体間のマッチング制度としては、「琵琶湖サポートーズ・ネットワーク」等があり、マザーレイクゴールズの推進体制の構築と連携し、取組を進めてまいります。</p>
7.その他琵琶湖の保全および再生に関する必要な事項			
15	10	<p>【財源の確保について】</p> <p>各計画を実行するためには、人材と相応の財源が必要になる。</p> <p>法に基づく国の財政上の措置等の活用の他に具体的に目的を決めてそれに対する自治体のクラウドファンディングを実施すれば、広報・啓発の推進とリンクできるのではないか。</p>	<p>琵琶湖保全再生施策の推進のための財源確保に向け、あらゆる手段を検討しているところであり、クラウドファンディングも手段の一つとなり得ると考えています。クラウドファンディングを行う場合、効果的な訴求の方法についての工夫が課題となることから、琵琶湖で開催されるイベント・競技会等とのタイアップなど広く協力を呼び掛ける仕組みの構築が必要になると想っており、財源確保の手段の一つとして、検討を進めてまいります。</p>

番号	項目	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
その他：計画全体に係る事項			
16	全体	<p>【琵琶湖の保全再生に向けた粘り強い取組の継続】</p> <p>今、びわ湖の活動を取り戻すため、様々な活動が色々なところで繰り広げられていますが、びわ湖があまりにも巨大であるため、変化に関わるだらうと思われる因子が多くて、暗中模索が続いていると感じています。例えば、びわ湖の生態系の変化のひとつとして、なぜ瀬田シジミが減少したままなのかに対して、様々な取り組み、実験などを行っていますが、まだ結果は何もでていません。今やるべきことは、短期間で結論を急ぐより、リソースを投入し続け、ボランティア活動にも力を入れ、粘ることだと思います。何十年の間に起きた変化を数年で取り戻せるはずがありません。国にも予算増加を陳情し、粘りに粘ってください。</p>	<p>琵琶湖は、水質は一定改善傾向にあるものの、在来魚介類の減少や水草の大群繁茂、外来生物の侵入・定着、気候変動やプラスチックごみなど、複雑・多様化する課題を抱えており、ご意見のとおり、数年で取り戻すことは大変困難であることから、国や関係地方公共団体をはじめ、多様な主体との連携・協力により国民的資産である琵琶湖の保全再生を粘り強く、しっかりと進めてまいります。</p>
17	全体	<p>【ワーケーションやデュアルライフのコンテンツについて】</p> <p>「外来魚駆除を前提とした”釣り”などを、ワーケーションやデュアルライフ（二拠点生活）のコンテンツとして発信・活用できないか。</p>	<p>「7(5)新型コロナウイルス感染症への対応に関する事項」に記載しているとおり、「ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた琵琶湖保全再生施策の実施に当たっては、琵琶湖をはじめとする豊かな自然を有する滋賀県の強みを活かすこと」としており、県のワーケーションに関する事業において、単に琵琶湖のひとりで仕事をしていただくだけでなく、例えば、外来魚駆除やヨシ刈りなど、琵琶湖の保全に貢献いただけるプランを検討しています。いただいたご意見につきましては、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>

琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)(原案)に対する関係地方公共団体からの主な意見と滋賀県の考え方(案)

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
3 琵琶湖の保全および再生のための事項			
(3) 生態系の保全および再生に関する事項			
① 湖辺の自然環境の保全および再生			
ウ 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生			
1	4	<p>【自然公園の整備・維持管理について】</p> <p>「3(3)①ウ 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生」について、自然公園には、園地だけでなく遊歩道も数多くあり、琵琶湖に対する親しみや理解を深める場として活用が図られるべき。観光・教育、県民の愛郷心の醸成に寄与するフィールドとして、不十分な維持管理体制(予算)を見直し、単に維持管理だけでなく、計画的な更新も含め、積極的に活用したい(訪れてみたい、歩いてみたい、自然を体感してみたい)と思えるような取組を追記すべきと考える。</p> <p>自然公園(園地・施設・遊歩道等)は、設置者である県の責任において適切な維持管理を行うよう、例年要望しているはずだが、南湖の湖岸園地の整備・管理状況に比べ、北湖周辺は明らかに劣る。県は北湖の特性に合わせ自然に近い状態で管理することが適切と回答すると思うが、人の手が入った共存の状態を自然とするなら、いまの北湖周辺は原生化が著しく進行し、施設は朽ちて呑み込まれようとしているかに映る。</p>	<p>琵琶湖の活用については、「7(1)琵琶湖の保全および再生と活用の更なる循環に向けた方策の検討に関する事項」において位置付けていることから原案のとおりとしますが、この方針を踏まえて各市と連携し、湖辺域を対象としてまちづくりの方向性を示した「みどりとみずべの将来ビジョン」を令和2年3月に策定したところであり、このビジョンに基づき、ご意見も踏まえつつ、市と連携しながら湖辺域の自然公園施設の効果的な機能維持に努めてまいります。</p>
④ 水草の除去等			
ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等			
2	5	<p>【シジミ漁場や在来魚の産卵養殖場の再生について】</p> <p>「3(3)④ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等」について、シジミ漁は、北湖では盛んでないのかもしれないが、在来魚の産卵・繁殖場の再生のためであれば、対策を南湖に限定することに違和感を覚える。</p>	<p>ご意見の箇所については、南湖はホンモロコの主要産卵場であり、砂地にセタシジミなどの二枚貝が豊富に生息するなど水生生物の産卵や生育に欠かせない豊かな生態系を有しているが、水草の大量繁茂や湖底の底泥化などにより水生生物の生息環境の悪化が大きな課題となっていることから、その対策を位置付けています。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
		5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項 (1) 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興 ア 環境に配慮した農業の普及	
3	6	<p>【環境に配慮した農業の普及について】            「3(5)①ア 環境に配慮した農業の普及」の以下の箇所を修正してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●原案            「農地や農業用排水施設、干拓施設の保全の推進、農業排水の循環利用の推進、農業濁水の流出防止、農業系廃プラスチックの排出抑制、家畜ふん尿の適切な管理と耕畜連携などによる利用の促進など、琵琶湖や周辺環境への負荷削減を図る取組を推進する。」</li> <li>●修正案            「農地や農業用排水施設、干拓施設の保全、農業排水の循環利用、農業濁水の流出防止、農業系廃プラスチックの排出抑制、家畜ふん尿の適切な管理と耕畜連携などによる利用の促進など、琵琶湖や周辺環境への負荷削減を図る取組を推進する。」            (「、」→「・」に修正、「の推進」を削除)</li> <li>●理由            「干拓施設の保全」の「保全」は、その前の「農地や農業用排水施設」にもかかっており、また、文末が「……取組を推進する。」で終わっており、言葉が重複するため。</li> </ul>	ご意見のとおり修正する方向で考えています。
		6 琵琶湖保全再生施策の実施に関する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項 (1) 体験型の環境学習の推進	
4	10	<p>【体験型の環境学習の推進について】            「6(1) 体験型の環境学習の推進」の以下の箇所について、修正してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●原案            「特定非営利活動法人や事業者のCSR活動との連携等により、環境学習に関する活動の輪を広げる。」</li> <li>●修正案            「関係団体、特定非営利活動法人や事業者のCSR活動との連携等により、環境学習に関する活動の輪を広げる。」</li> <li>●理由            公民館やまちづくりセンター等において関係団体が地域資源を生かした体験型環境学習を実施しているため。            また、「5(1) 住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項」に関係団体が挙げられているため。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正する方向で考えています。 「特定非営利活動法人や関係団体、事業者のCSR活動との連携等により、環境学習に関する活動の輪を広げる。」